

令和8年度生涯学習文化振興センター等舞台技術操作業務委託仕様書

1. 本業務委託の内容は、以下のとおりとする。

(1) 生涯学習文化振興センター

(音響・照明・舞台機構の操作業務及び音響、照明、舞台機構の保守点検)

(2) 石川地区公民館

(音響・照明・舞台機構の操作業務及び音響、照明、舞台機構の保守点検)

(3) 勝連地区公民館

(音響・照明・舞台機構の操作業務及び音響、照明、舞台機構の保守点検)

なお、上記の音響・照明・舞台機構操作業務は、舞台転換を必要としない簡易な場合とし、準備リハーサル、本番等の操作を行う。ただし、施設使用者が音響・照明・舞台機構の操作を行う場合は、申請者に対し指導、助言、監督等を行う。

2. 本委託契約後の履行期間は、以下のとおりとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3. 受託者は施設使用日の10日前までに委託者より報告を受け、その後、施設使用者と使用する機材等の調整を行うこととする。

4. 業務終了後、受託者は、備品並びに各機材の動作点検と片づけを行い、物品、機材等に不良個所があった場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。

5. 音響・照明・舞台機構等の操作業務に従事する人員数は以下のとおりとする。

(1) 生涯学習・文化振興センター: 音響1名、照明1名

(2) 地区公民館: 音響のみ1名

※上記4の業務については、舞台使用時に音響、照明設備の使用が必要とされる場合のみ、出勤対応するもので、開館時に常駐する必要はない。

6. 保守点検等の回数

①舞台音響設備保守点検業務

・生涯学習・文化振興センター: 1回

・石川地区公民館: 1回

・勝連地区公民館: 1回

②舞台照明設備保守点検業務

・生涯学習・文化振興センター: 1回

・石川地区公民館: 1回

・勝連地区公民館: 1回

③舞台機構設備保守点検業務

・生涯学習・文化振興センター: 2回 (※うち1回は、制作メーカーの点検を実施する)

・石川地区公民館：1回

・勝連地区公民館：1回

7. 音響、照明、舞台機構の維持管理業務

(1) 舞台関係消耗品の管理を行い、在庫に不足が生じたときは委託者に報告を行う。

(2) 舞台関係改修、修理等実施の際の連絡調整及び立会い。

(3) 舞台設備機器類の故障時の応急処置及び連絡調整。

8. 受託者は、本委託業務について、毎月末締めで業務実施等報告書を提出するものとする。

9. この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて協議し定める。

(特記事項)

舞台機構技術操作業務において、催物の内容、所要人員超過等によって、これを処することが困難と認められる場合は、施設使用者へサポートするものとし、その際、経費が別途必要となったとき、その経費は施設使用申請者の負担とする。